

令和2年12月25日

懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分を行いましたので、その内容を公表します。

1 被処分職員 館山消防署西岬分署 副主査 消防士長 32歳 男性

2 処分内容 懲戒処分 停職2箇月

3 処分理由

令和2年11月1日(日)00時30分頃、飲食店で飲酒し、他のお客(49歳男性)に頭部及び頸部に怪我を負わせ、同日17時35分に館山警察署において傷害容疑で通常逮捕された。他人に怪我を負わせたこと、また新型コロナウイルス感染症拡大の中、深夜に長時間飲酒する行為は、全体の奉仕者である公務員としてふさわしくない行為であり、住民の信頼を著しく損なうものであることから懲戒処分としました。

4 処分年月日 令和2年12月22日

5 管理監督者の処分

適正に部下の服務管理をすべき指導管理的立場にある関係職員を下記のとおり処分しました。

消 防 長

館山消防署署長

館山消防署西岬分署分署長

口頭注意

厳重注意(文書)

厳重注意(文書)

6 消防本部としての再発防止対策

- (1) 綱紀を肅正し、法令及び服務規程等の研修会を開催し、職員としての自覚服務規律を確保する。
- (2) 各所属において不祥事防止に関するミーティングを定期的を実施し、職員の意識向上に努める。